

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年葉山町条例第8号)の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和7年2月12日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

栄養士法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため提案する
ものです。

葉山町条例第 号

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年葉山町条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第49条・第50条」に改める。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

栄養士法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

栄養士法が改正され、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許の取得をせずに管理栄養士国家試験を受験できるようになったことから、家庭的保育事業（小規模保育施設）において栄養士の資格を有さない管理栄養士を配置できるようにするため、所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月14日条例第8号</p> <p>目次 第6章 雑則（<u>第49条・第50条</u>）</p> <p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">○葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月14日条例第8号</p> <p>目次 第6章 雑則（<u>第49条</u>）</p> <p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町の<u>栄養士</u>_____ _____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。